

PEFC INTERNATIONAL STANDARD
Requirements for certification schemes

PEFC ST 2002:2010

PEFC国際規格

PEFC認証制度の利用者のための要求事項

2010年11月26日

グループ森林管理認証 — 要求事項



PEFC 評議会

World Trade Center 1, 10 Route de l'Aéroport
CH-1215 Geneva, Switzerland
Tel: +41 (0)22 799 45 40, Fax: +41 (0)22 799 45 50
E-mail: info@pefc.org, Web: www.pefc.org

著作権のお知らせ

© PEFC 評議会 2010

この PEFC 文書は PEFC 評議会によって著作権が保護されています。この文書は PEFC 評議会のウェブサイト上、または請求によって入手可能です。

著作権の対象となるこの文書のどの部分についても、いかなる形や手段であっても PEFC 評議会の許可なく商業用の目的を以てこれを変更や訂正、再生、複製することは禁止されています。

この文書の唯一の正式文書は英語です。この文書の翻訳文は PEFC 評議会や PEFC 各国認証管理団体による提供が可能です。不明な点は、英語版によって決定されます。

文書名: グループ森林管理認証—要求事項

文書記号: PEFC ST 1002:2010

日付: 2010年 11月 12日

承認: PEFC 評議会

発行日: 2010年 11月 26日

発効日: 2010年 5月 26日

目次

1. 適用範囲	6
2. 基準参考文書	6
3. 用語と定義	6
3.1 認証区域	6
3.2 グループ主体	6
3.3 グループ森林認証書	6
3.4 グループ森林認証	6
3.5 グループ組織	6
3.6 加盟者	7
3.7 グループ認証への加盟確認書	7
4. グループ認証の適格基準	7
4.1 一般事項	7
4.2 グループ主体の機能と責任	7
4.3 加盟者の機能と責任	8

前書き

PEFC 森林認証プログラム (the Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes)は森林認証と林産品のラベル制度を通じて持続可能な森林管理の促進を図る世界的な団体であり、PEFC の認証主張やラベルは原材料の出处が持続可能に管理された森林であることの実証を顧客やエンドユーザーに提供する。

PEFC 評議会は、定期的な見直しを含む PEFC 評議会の要求事項への適合を求められる各国の森林認証制度の承認を行う。

この文書は、広範囲なステークホルダー（関係者）を対象に、開放性、透明性、協議およびコンセンサスをベースとする工程を踏んで策定されたものである。

この文書は、PEFC テクニカル文書付属文書3「規格制定の手順」に定めるグループ及び地域森林管理認証に関する要求事項を無効とし、これに代替する。

序文

持続可能な森林管理の条件は、地域や国によってその環境、社会、経済、歴史的な側面を異にしており、ゆえに PEFC 評議会は、これらに関して各国において全国レベルで設定される要求事項を承認する（というシステムを採用する）。

森林の所有形態は、多くの国において多数の小規模経営という特徴を持つ。その限られた金銭収入、森林管理行為と収入にまつわる周期性、情報や知識の限られた入手手段、持続可能な森林管理に関する基準の一部にある小規模な森林には遵守が不可能な限界性などは森林認証に対する大きな阻害要因である。

グループ認証は森林認証に対する代替アプローチ手段であり、それは森林所有者が、森林認証によって生じる金銭的な負担や森林管理に関する共通の責任を共有することを可能にする単一の認証書の下に認証を受けることを可能にする。この方法は、個別の森林所有者の間における情報の浸透や協力が向上することを目指すものである。

1. 適用範囲

この文書は、グループ森林管理認証を擁し、単一の認証書の下に多数の個別の森林所有者・管理者の認証を可能にする森林認証制度のための一般的な要求事項を定める。

グループ森林管理認証は、個々の森林所有者・管理者を含む特定の管理構造の確立を要求する。主体は、持続可能な森林管理規格の適正な実践とサンプリングをベースにする認証活動に十分な信頼を与えることを目的として、それら個々の森林所有者・管理者を代表する。

注意書：「グループ認証」の用語は、「地域認証」または個々の認証制度が単一の認証書の下に多数の個別の森林所有者の認証を許す際に使用する用語と同等である。

2. 基準的な参考文献

3. 用語と定義

この規格書の目的のために、ISO/IEC ガイド 2：1996 に定められる用語と定義も下記の定義と併用される。

3.1 認証区域(Certified Area)

グループ森林認証書の対象範囲に含まれる森林区域で、グループの加盟者全員の認証森林の総計

3.2 グループ主体 (Group Entity)

グループへの加盟者を代表する主体で、認証区域の森林管理が、関係森林認証制度の持続可能な森林管理規格やその他の関連要求事項の遵守に関して責任を負うもの。

注意書 1：「グループ主体」という用語は「地域・グループ申請者」などの用語と同等である。

注意書 2：「グループ組織」、「グループ主体」および「加盟者」の関係は図 1 に示される。

3.3 グループ森林認証書 (Group Forest Certificate)

グループ組織が、関係森林認証制度の持続可能な森林管理規格やその他の関連要求事項を遵守していることを確認する文書。

注意書：「グループ森林認証書」という用語は、「地域認証書」またはこの定義に適合する関係森林認証制度が選択する他の用語と同等である。

3.4. グループ森林認証 (Group forest certification)

単一のグループ森林認証書の下にグループ組織の認証

注意書：「グループ組織」という用語は「地域認証」またはこの定義に適合する関係森林認証制度が選択する他の用語と同等である。「地域森林認証」という用語は地理的な境界によって制限された「グループ森林認証」として解釈される。

3.5 グループ組織 (Group Organisation)

持続可能な森林管理規格とその認証の実行を目的に、グループ主体に代表される加盟者のグループ。

注意書 1：「グループ組織」という用語は「地域」またはこの定義に適合する関係森林認証制度が選択する他の用語と同等である。

注意書 2：「グループ組織」、「グループ主体」および「加盟者」の関係は図 1 に示される。

3.6 加盟者 (Participant)

森林所有者・管理者またはグループ森林認証書の対象範囲に含まれるその他の主体で、明確に定められた林地の管理に関する法的権利を有し、その区域の持続可能な森林管理規格の要求事項を実行する能力を有するもの。

注意書 1：「持続可能な森林管理規格の要求事項を実行する能力」という用語は、主体が森林管理に関する長期的な法的権利を有することを要求しており、一度限りの委託業者は加盟者としての資格を有さない。

注意書 2：「グループ組織」、「グループ主体」および「加盟者」の関係は図 1 に示される。

3.7 グループ森林認証への加盟確認書 (Document confirming participation in group forest certification)

個々の加盟者に発行される文書で、関係グループ森林認証書について言及し、その加盟者がそのグループ森林認証の適用範囲に含まれることを確認するもの。

4. グループ認証の適格基準

4.1 一般的事項

4.1.1 森林認証制度は下記の用語に関して、3 章で提示されたこれらの用語の定義と適合する明確な定義を有さなければならない。

- (a) グループ組織
- (b) グループ主体
- (c) 加盟者
- (d) 認証区域
- (e) グループ森林認証書
- (f) ループ森林認証への加盟確認書

4.1.2 一つの森林認証制度が、個々の森林所有者が追加的に他のグループまたは個別森林管理認証の対象範囲に含まれることを許容する場合、その認証制度は、一つの森林管理認証の下に確認された該当森林所有者による不適合が、その森林所有者を対象に含む他の森林管理認証制度によっても取り上げられることを確実にしなければならない。

森林認証制度は、加盟者による持続可能な森林管理規格への適合が本部による管理とレビューの対象となること、および、すべての加盟者が内部監査プログラムの対象範囲に含まれることを確実にするためのグループ森林認証に関する要求事項を定めなければならない。

4.1.3 森林認証制度は、グループ森林認証に関して、加盟者による持続可能な森林管理規格への適合が本部による管理とレビューの対象になっていることを確実にし、すべての加盟者が内部監査プログラムの対象となっていることを確実にするための要求事項を定めなければならない。

4.1.3 森林認証制度は、グループ組織全体による持続可能な森林管理規格への適合に関する十分な信頼性を与える年次内部監査プログラムに関する要求事項を定めなければならない。

4.2 グループ主体の機能と責任

4.2.1 森林認証制度は、グループ主体の機能と責任に関する下記の要求事項を定めなければならない。

- (a) 認証の過程で、認証機関との関係やコミュニケーション、認証の申請や認証機関との契約関係などにおいてグループ組織を代表する
 - (b) グループ組織全体を代表し、持続可能な森林認証規格および関係森林認証制度による他の関連要求事項への適合に関するコミットメントをする
 - (c) グループ組織のマネジメントに関する手順を文書化する
 - (d) 下記の記録保持をする
 - －グループ主体および加盟者による持続可能な森林管理規格および関係森林認証制度のその他の関連要求事項への適合
 - －連絡先、森林資産の確認、その規模などを含む全加盟者の情報
 - －認証区域
 - －内部監査プログラムの実行、そのレビュー、および取られた予防措置または是正処置
 - (e) すべての加盟者との間に、持続可能な森林管理規格への適合に関する加盟者のコミットメントを含む合意文書に基づく連結を築く。グループ主体は、すべての加盟者との間に、そのグループ主体が是正措置や予防措置を実行、強制し、また持続可能な森林管理規格との不適合がある場合はその加盟者を認証の対象範囲から除外する措置をとる権利を盛り込んだ、契約書またはその他の合意書を結ばなければならない。
- 注意書：「加盟者のコミットメント」および「すべての加盟者との契約書またはその他の合意書」に関する要求事項については、森林所有者・管理者協会が、関係加盟者を代表する法律上の権限を有し、かつそのコミットメントと契約条件が強制力を有することが示される場合は、森林所有者・管理者との約束および契約によっても充足することができる。
- (f) 加盟者に対しグループ森林認証への加盟を確認する文書を提供する
 - (g) すべての加盟者に、森林認証制度の持続可能な森林管理規格および当てはまるその他の要求事項を効果的に実行するために求められる情報と指針を提供する
 - (h) 加盟者による認証要求事項への適合評価をするための年次の内部監査プログラムを運営実施する
 - (i) 内部監査プログラムの結果や認証機関による評価や監査を含む持続可能な森林管理規格への適合、必要な場合に取られた是正措置の効果の評価、是正および予防措置などに関するレビューを実行する

4.3 加盟者の機能と責任

森林認証制度は、加盟者に関して下記の要求事項を定めなければならない。

- (a) グループ主体に対し、関連森林認証制度の持続可能な森林管理規格および当てはまるその他の要求事項への適合に関するコミットメントを含む合意文書を提供すること

注意書：「合意文書」および加盟者の「コミットメント」に関する要求事項は、森林所有者・管理者協会が、関係加盟者を代表する法律上の権限を有し、かつそのコミットメントと契約条件が強制力を有することを示す場合は、森林所有者・管理者とのコミットメントおよび契約によっても充足することができる。

- (b) 関係森林認証制度の持続可能な森林管理規格および当てはまるその他の要求事項を遵守する
- (c) グループ主体および認証機関から求められる関連データ、文書、またはその他の情報に関するすべての要求に効果的に応え、正式な審査やレビューであるか否かに関わらずグループ主体および認証機関による森林やその他の施設への立ち入りを許容する全面的な協力と支援を提供する
- (d) グループ主体が打ち立てた是正、予防措置を実行する

図1：グループ森林組織の定義

